



滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

滋賀県国土強靱化地域計画

素案

～災害に強くしなやかな滋賀の「県土」
と「県民生活」の実現計画～

令和7年 月

滋賀県

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第2章 本県の地域特性

- 1 地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等・・・・・・・・
- 3 近畿約1,450万人の命の水源である琵琶湖・・・・・・・・
- 4 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝・・
- 5 製造業を中心とする内陸工業県・・・・・・・・
- 6 周辺地域における原子力施設の立地・・・・・・・・

第3章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価・・
- 4 重要業績指標（KPI）の設定・・・・・・・・

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針・・・・・・・・
- 2 施策分野別事業・・・・・・・・

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進と見直し・・・・・・・・
- 2 進行管理・・・・・・・・
- 3 計画の見直し・・・・・・・・

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧

別紙3 施策分野別事業一覧

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国において、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」が平成25年(2013年)12月に公布・施行され、平成26年(2014年)6月「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）が閣議決定されました。その後、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年(2023年)6月に法改正が行われ、同7月に新たな基本計画が閣議決定されました。

本県においても平成28年(2016年)12月に「滋賀県国土強靱化地域計画 ～強くしなやかな滋賀の県土と県民生活実現計画 ～（以下「県地域計画」といいます。）」を策定し、令和2年(2020年)6月に改定を行い、対策に取り組んできました。

また、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が本県をはじめ全国各地で現れており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクはさらに高まると予測されていることから、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和4年(2022年)3月に「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定し県民や事業者等多様な主体と連携して取組を進めています。

過去に遡ると、古くは日本書紀に記されている推古天皇7年(599年)の地震をはじめ、現在までに本県に影響を与えたと思われる地震災害が発生しています。このうち、文治元年(1185年)の琵琶湖中および北西畔の地震や正中2年(1325年)の近江北部、寛文2年(1662年)の琵琶湖西岸、明治42年(1909年)の姉川地震は、震源が県内であったとされ、甚大な被害を受けました。

また、風水害については、台風を原因とするものが最も多く、本県に影響を及ぼしたと推測できるものは、東浅井郡志に記されている応和2年(962年)の大風雨をはじめとして、300ほど確認されています。明治29年の豪雨災害や、昭和期以降では、昭和9年(1934年)の室戸台風や昭和28年(1953年)の多羅尾地方の局地的な豪雨、昭和34年(1959年)伊勢湾台風では、多数の死者や住宅の全壊、床上・床下浸水が発生しました。

近年では強力な台風や局地的な大雨、竜巻、豪雪等による被害が実際に発生しており、風水害や近い将来発生の可能性があるとされる「琵琶湖西岸断層帯」などの活断層による地震、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害への対応が喫緊の課題となっています。

また、令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう未曾有の事態が発生しました。令和5年(2023年)5月に5類感染症に移行しましたが、自然災害発生時には従来の災害医療に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策が必要となっています。

さらには、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況が厳しくなることが懸念され、今後老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなることも課題となっています。

本県においても、こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規

模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなどの対策を平時から行うことが必要であることから、近年全国で相次ぐ豪雨災害等の教訓も踏まえ、県地域計画を改定することとします。

本県の将来ビジョンである滋賀県基本構想においては、2030年の目指す姿として「自然災害に強い県土づくり」の実現を描いています。国土強靱化の取組を推進するにあたっては、滋賀県基本構想や持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえながら、その取組を進めることとします。

2 基本的な考え方

(1) 県地域計画の位置付け

県地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、基本法第14条の規定に基づき、県地域計画は国基本計画と調和が保たれたものとしてします。

(2) 県地域計画の対象とするリスク

県地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」等の大規模自然災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

(3) 基本目標

県地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(4) 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(5) 計画期間

県地域計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

第2章 本県の地域特性

1 地勢

(1) 地形

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接しています。

県土の中央部には県土の総面積の約6分の1を占めるわが国最大の湖であり、近畿約1,450万人の命の水源となる琵琶湖があります。

琵琶湖の周囲には、東は伊吹・鈴鹿、西は比良・比叡の山脈が南北に連なっており、県土の約2分の1が森林となっています。

これらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら琵琶湖に注ぎ、近江盆地を形成しています。

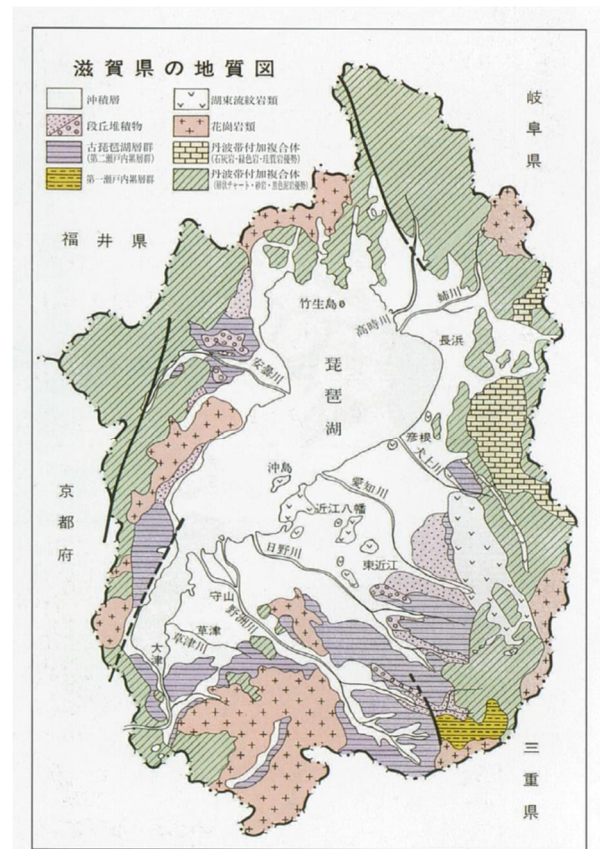
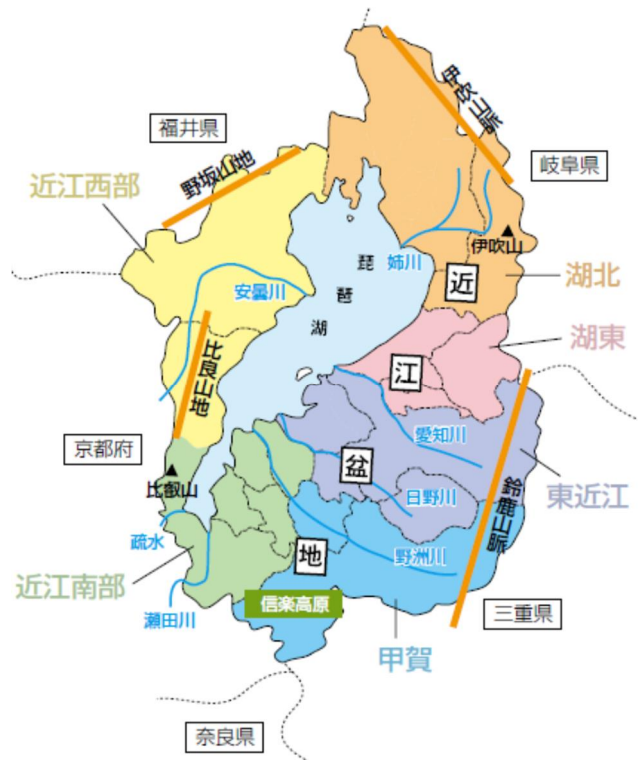
また、河床が周辺の土地より高くなっている「天井川」が、全国で最も多くあります。

(2) 地質

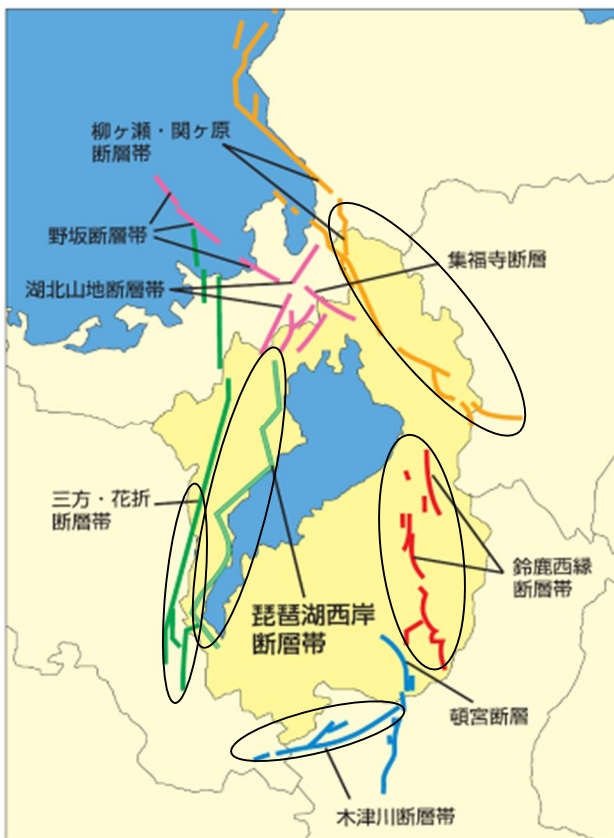
地質についてみると、湖岸に近い平野部は未固結の礫・砂・粘土・腐植土層等で構成される沖積層から成っており、山間部は、花崗岩等の深成岩や砂岩・泥岩・礫岩等の堆積岩で構成されています。また、県南部を中心に古琵琶湖層群と呼ばれる半固結した泥・砂・礫からなる地層も分布しています。

大規模な地震が発生した場合、未固結の砂などでできた沖積層の分布地域では、強い揺れや地盤の液状化等により建物の倒壊だけでなく、道路や避難路の機能不全等の被害が想定されます。

また、源流域が花崗岩の地域では、長年の風雨による岩の風化のために土砂の流下が著しく、多数の天井川が形成されています。天井川は、河床が周辺の土地よりも高いため、破堤した場合の被害は甚大なものになります。このような地質の地域では、土石流などの土砂災害のリスクが高い箇所も数多くあります。



2 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等



滋賀県は、若狭湾を頂点とし、伊勢湾、淡路島を結ぶ「近畿トライアングル」と呼ばれる三角形の北の頂点付近に位置し、多数の活断層が分布しています。

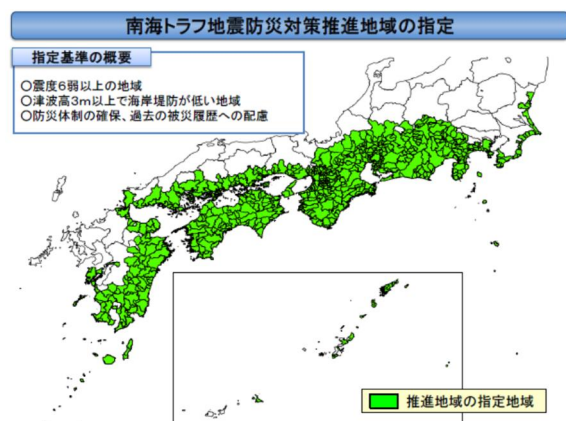
中でも、琵琶湖西岸断層帯の活動による地震では、平成 26 年(2014 年)滋賀県地震被害想定によると、県域の被害は最大で死者は最大で 2,200 人、負傷者 21,000 人、建物全壊が 39,000 棟となる想定をしています。

活断層は、地震の被害だけではなく、急峻な山地地形の成因ともなっており、その周辺地域では、地滑りや斜面崩落などの危険性が高くなっています。

また、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ地震においては、県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。



【周辺の活断層(帯)分布図】



3 近畿約1,450万人の命の水源である琵琶湖

滋賀県は、琵琶湖の保全及び再生に関する法律で「国民的資産」と位置付けられた琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園景観を有しており、これらは心を豊かにする貴重な財産です。特に琵琶湖の存在は、自然と人との特有の関わりを生み出し、環境問題に先進的に取り組む素地となってきました。

琵琶湖の生い立ちはおよそ440万年前とされており、長い年月をかけ多様な動植物を育むとともに、琵琶湖にしか見られない固有種の進化の場ともなってきました。

その豊かな水量は、約1,450万人の水道水源などとして近畿圏の人々の生活や産業を支え、また、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の豊かな水産資源は、私たちの糧となるとともに、本県の独特の漁法や食文化を生み出してきました。

そのほか、琵琶湖と周辺の自然環境が織りなす美しい景観は観光資源として、琵琶湖に生息する希少生物や独特の生態系は学術研究の対象とされるなど、琵琶湖は多様な価値を有しています。

府県名	H31.3.31 現在 琵琶湖からの給水人口
滋賀県	1,204,862 人
京都府	1,803,492 人
大阪府	8,811,011 人
兵庫県	2,973,669 人
合計	14,793,034 人



海津大崎の桜と琵琶湖



ニゴロブナ

4 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝

滋賀県は、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、古くから交通の要衝であり、今も東海道新幹線、J R東海道本線、高速道路、幹線道路が交わるという地理的優位性を有しています。

高速道路網は、関西国際空港や中部国際空港をはじめ、敦賀港や四日市港、大阪港、神戸港などとも結ばれています。

近畿圏と中部圏・北陸圏を東西に結ぶ国土幹線道路は、名神高速道路、新名神高速道路、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道と名阪国道があります。このうち滋賀県を通る名神高速道路と新名神高速道路、北陸自動車道は、近畿圏と中部圏・北陸圏ひいては首都圏をつなぐ、日本の道路交通の大動脈となっています。

また、鉄道は、東海道新幹線と、これに接続する在来線や地域の鉄道からなる重層的ネットワークにより、本県の公共交通体系の基幹を担っています。

J R東海道本線、北陸本線、湖西線が琵琶湖を環状に囲むほか、J R草津線が南部、甲賀地域を東西に結び、また、近江鉄道と信楽高原鐵道が、湖北、湖東、東近江、甲賀地域にかけて県東部を縦断しています。さらに、大津市南部では京阪電気鉄道が市街地を連結しており、鉄道は県全域にわたり比較的充実したネットワークを形成しています。

こうした広域道路網・鉄道網等が寸断されれば、県民の生活に大きな影響を与えることはもちろん、滋賀県のみならず国全体の経済活動等の停滞を招くことにもなります。



【滋賀県内の鉄道路線網】



【滋賀県をとりまく高速道路網】

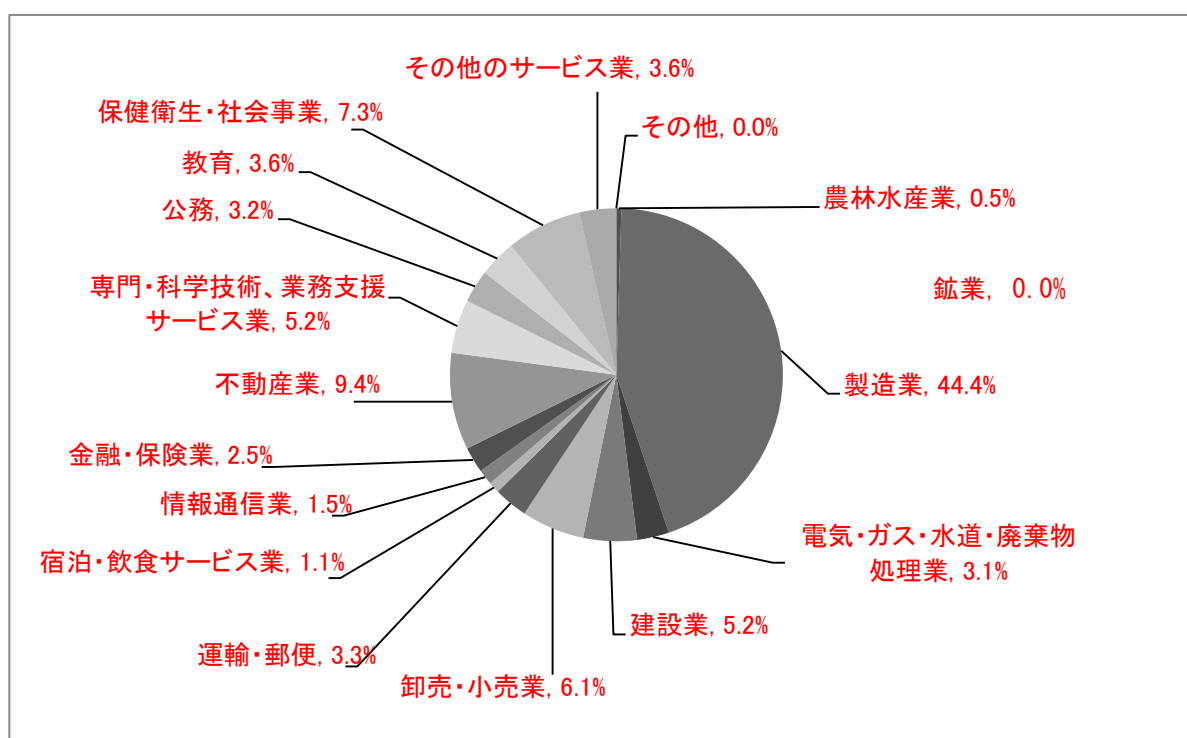
5 製造業を中心とする内陸工業県

滋賀県は、交通の要衝という恵まれた地の利を有し、全国初の高速道路である名神高速道路や近年では新名神高速道路などの広域交通基盤の整備等を背景に、多くの企業が進出しています。令和2年度(2020年度)滋賀県民経済計算によると、県内総生産に占める第2次産業の割合は49.6%で全国1位となるなど、全国有数の内陸工業県として発展しています。

県内には、高度な先端技術を有し、グローバル市場で活躍する様々な分野の大企業の主な事業所や研究所が多数立地しています。

令和3年経済センサス-活動調査によると、令和2年(2020年)における産業別製造品出荷額等は、化学工業が1兆1,328億円(構成比14.9%)で最も多く、次いで輸送機械が9,824億円(同12.9%)、電気機械が8,521億円(同11.2%)、はん用機械が6,962億円(同9.2%)、プラスチックが6,484億円(同8.5%)となっており、この上位5産業で全体の5割以上を占めています。

日本の製造業を支える滋賀県の工場等が大規模災害により被災した場合、日本経済、世界経済に影響を与えることが懸念されます。



【経済活動別の県内総生産(名目)における構成比】

(出典) 令和2年度滋賀県民経済計算(県統計課)により作成

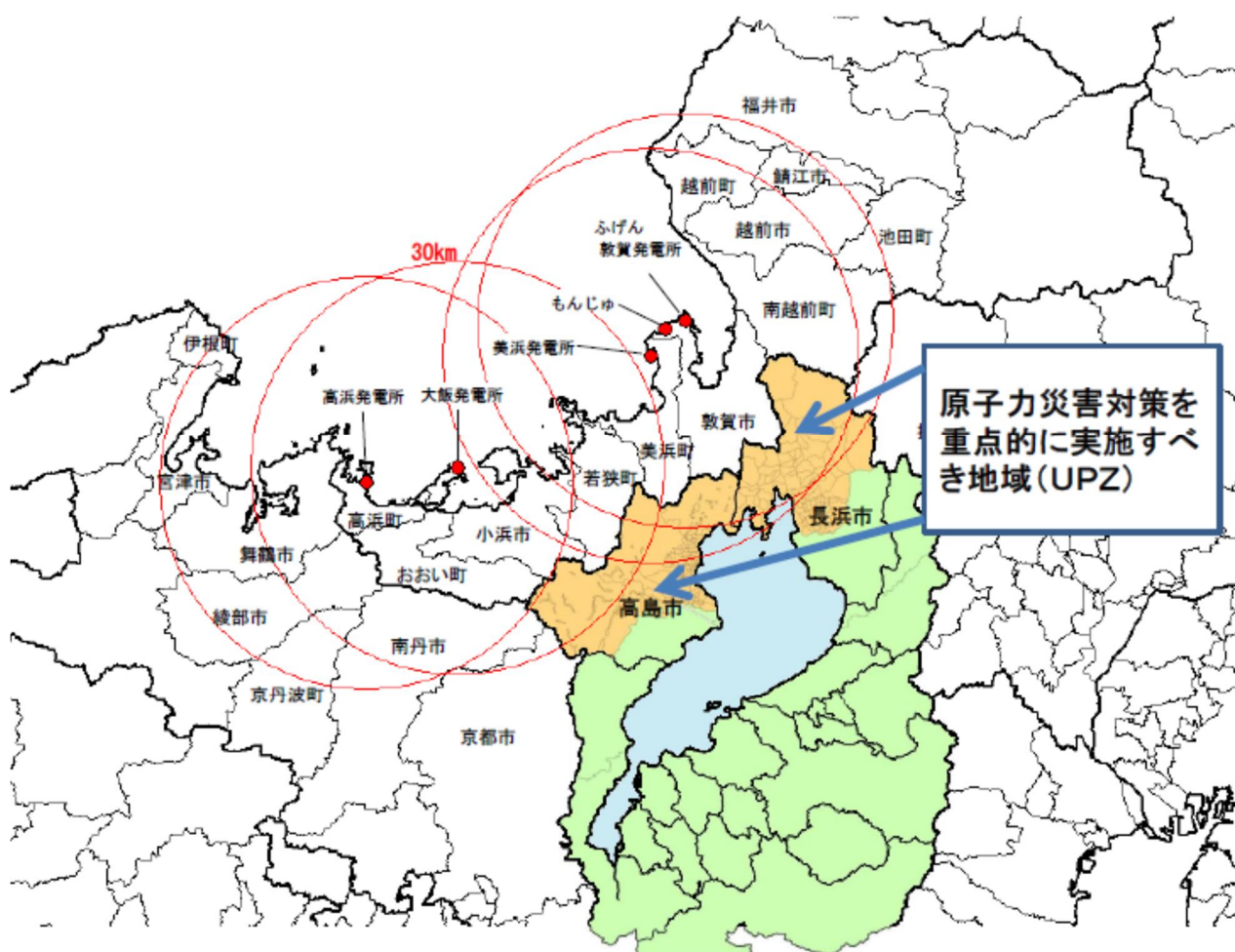
6 周辺地域における原子力施設の立地

滋賀県が隣接する福井県若狭地域には、全国最多の原子力発電所が集中立地しています。現在、その多くは長期間使用しているため、老朽化が進行するとともに、使用済核燃料が蓄積されています。

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径30kmとされています。

本県は、平成23年度(2011年度)に独自に行った放射性物質の拡散予測結果から、長浜市と高島市の一部を含む、原子力施設から最大43km圏を「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）」として定めています。

【滋賀県と原子力施設の位置関係】



第3章 脆弱性評価

1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」等の大規模自然災害を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば県に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

〔個別施策分野〕

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

〔横断的施策分野〕

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③デジタル活用

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本県の実情に応じて3.3の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	(1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	(2) 地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	(3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	(4) 琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生
	(5) 大規模な土砂災害大規模氾濫（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	(6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	(7) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	(1)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(2)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		(4)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(5)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		(6)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(7)	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	(1)	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		(2)	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		(3)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		(4)	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		(5)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		(6)	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

5	情報通信サービス、 電力等ライフライン、 燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の 被害を最小限にとど めるとともに、早期に 復旧させる	(1)	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		(2)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		(3)	都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		(4)	上下水道・工業用水道施設の長期間にわたる機能停止
		(5)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1)	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		(2)	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		(3)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		(5)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		(6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県経済等への甚大な影響

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果のとおりです。

4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、別紙2のとおり3.9の重要業績指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進行管理に活用します。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

県地域計画では、33の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に幅広く対応できる施策について、次のとおり64の施策のうち13の施策を重点として選定しました。

重点とする施策は☆マークで示しています。

重点施策については、現在選定中のため原案で提示予定です。本文中の☆マークは、現行計画での重点施策です。

個別・横断的施策分野別推進方針

個別施策分野

【行政機能／警察・消防等】

《行政機能》

（危機管理センターの活用促進）

- 県域全体の危機対応力の向上を図るためには、県民一人ひとりが災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要であることから、危機管理センターでの研修を通して普及・啓発に取り組みます。また、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等と、過去の災害における経験から、減災・防災を意識させないまま減災・防災に誘う「生活防災」を浸透させていく取組なども、研修を通して促進します。
- 防災へのさらなる意識・知識の高揚を図るため、危機管理センターにおいて、住民や自治会、NPO、災害ボランティア等様々な主体同士が、危機事案や地元での活動報告などの情報交換や交流する場を提供し、あらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。

（行政情報基盤の防災機能の強化）

- 災害発生時において業務継続に必要な体制を確保するため、庁外から庁内システムへのアクセスを可能とするリモート接続環境の運用を継続します。
- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能（グループウェア、ファイルサーバ等）が利用できなくなるリスクを軽減するため、県内遠隔地のサブセンターへバックアップする機能の運用を継続します。

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、クラウドサービスの積極利用やバックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、市町における定期的な運用訓練等の実施を促進します。

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）

- 災害時にも被災情報や避難情報等が入手できるように、テレビやラジオ放送のほかに、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらしが（メール、LINE）、SNS（X(旧 Twitter)、Facebook、LINE) など、通信障害の発生に備えた情報伝達手段の多重化に努めているところであり、災害時に情報サービスや通信インフラの機能が停止した場合には、いち早く情報発信が再開できるよう関係部署・民間事業者との連携強化を図ります。また、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進します。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策として、県公式ホームページのCDN（コンテンツデリバリーネットワーク）を継続して運用します。
- 災害発生時など消費者が不安を抱くような社会情勢において、県内の商品やサービスへの風評被害等を防ぐため、被害状況や品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信します。

（県の業務継続に必要な体制の整備）

- 災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行います。
- 庁舎が被災した際の代替施設の確保を円滑に進めるため、マニュアルの点検・見直し、訓練の実施等を行います。
- 県全体の受援体制を強化するため、実効性のある市町受援計画の作成支援を行います。
- 通信途絶が発生した場合に備え、復旧のための通信機器等の試験や手順の確認を行います。

（関係行政機関等との連携体制の整備）

- 災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、県内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や市町、関西広域連合、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。

（要配慮者対策の推進）

- 災害発生時における要配慮者の避難のための個別計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定などの避難体制整備が促進されるよう、市町などの支援を行います。また、避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぐとともに、

避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して災害派遣福祉チーム（DWAT）を編成します。

- 指定避難所につき、**高齢者や障害者、子どもなどの要配慮者**にとって良好な生活環境が確保されるよう、取組を推進します。

（帰宅困難者対策の推進）

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、市町や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進します。**また、市町と事業者等と連携して、公共交通機関等の運行状況や一時滞在施設等の情報を帰宅困難者に提供します。**

（非常用物資の備蓄促進）

- 災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発に努めます。また、災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や市町と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行います。

（被災者支援の充実）

- 国、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援することにより、県民生活の安定と被災地の速やかな復興を目指します。
- **庁内関係課と連携して、災害時に被災者が必要となる情報を集約して提供します。**

（原子力災害に対する実効性ある多重防護体制の構築）

- 原子力施設の更なる安全性を確保するため、国や原子力事業者に対し、新規規制基準適合性審査等の慎重かつ厳格な実施を求めるとともに、本県としても安全対策に積極的に関与し、県民の安全・安心につなげます。
- 原子力事業者との緊密な連携協力体制を構築するため、原子力安全協定の内容の充実を図るとともに、再稼働に係る手続や、安全協定の内容および締結の範囲について、法令による明確なルール化を目指します。
- 災害時の防護対策の実効性の向上を図るため、平時からモニタリング資機材等のハード整備とともに、原子力防災訓練や住民とのリスクコミュニケーションの推進等のソフト対策を進めます。特に、広域避難計画の実効性の向上を図るため、既存の道路を最大限活用しつつ、複数ルートの確保が可能となる代替性の高い避難経路ネットワークの構築ができるよう検討を進めます。

《警察・消防等》

（警察施設の耐震対策）

- 災害発生時においても救出・救助活動の拠点としての機能を確保するため、各警察施設の建て替えを計画的に進めます。

（交通安全施設の計画的更新や信号機電源付加装置の整備）☆

- 災害時においても道路交通の安全を確保するため、標識・路面表示の充実、信号機電源付加装置・老朽化した信号機等交通施設、設備の計画的な更新等の交通安全対策を推進します。

（警察救出・救助部隊の災害対応能力向上・資機材等整備）

- 警察救出・救助部隊について、災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、車両や船舶をはじめとする装備資機材の計画的更新、情報通信施設及び通信機材の整備、必要な資格の取得などの体制強化に加え、国をはじめとした関係機関と連携した実動訓練、ドローンの運用訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図ります。

（業務継続に必要な体制の整備）

- 災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等を明確にし、限られた人員を有効活用する業務継続体制の強化を図ります。

（消防人材・消防職団員等の育成・確保）

- 被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、県消防学校において、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等の資質向上を図るとともに、全ての新任消防団員が教育訓練を受けられる環境を整備します。
- 災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、市町と連携し、広く県民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、消防職団員の確保に向けた環境を整備します。

【住宅・都市】

（コンパクトなまちづくりの推進）

- 都市部における高齢化の進展を見据え、災害時にも高齢者が徒歩で生活し自立できるような、持続可能で誰もが暮らしやすい安全安心のコンパクトなまちづくりを進めます。

（住宅・建築物の耐震対策）

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図ります。
- 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物（ホテル、店舗等）や避難路沿道建築物など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図り、当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を推進します。また、私立学校施設の耐震化を促進します。
- 地震発生時における被害を軽減するため、多数の県民等が利用・参集する県立施設の

耐震対策を実施します。

- 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、メディアやリーフレット、出前講座等を活用して耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、補助制度等の情報提供や相談対応を促進します。
- 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等について除却や改修等にかかる補助制度の整備を図ります。
- 地震や大雨に伴う盛土の崩落による被害を防止するため、盛土の安全性の把握・対策を進めます。

（空き家対策）

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町と連携し、総合的な空き家対策を推進します。

（緑地・オープンスペースの確保）

- 都市の防災機能を担うものとして、延焼防止効果を向上させるため、空地等の緑化による緑地やオープンスペース（公園、街路等）の確保を図ります。
- 都市の防災機能を強化させるため、速やかな避難や救助を可能にする通路機能や火災などの延焼の拡大を遮断するなど災害遮断機能にもなる都市計画道路の整備を進めます。
- 避難場所としての公園・緑地等の整備を進めます。
- 防災拠点となる公園において、浸水対策としての地盤嵩上などによる防災機能の強化を進めます。

（上水道・工業用水道施設の防災対策の推進）

- 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設や工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の災害状況等を踏まえ、浸水対策および停電対策を進めます。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、滋賀県企業庁事業継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により実効性を確保します。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、市町等水道事業者へ啓発・支援し、市町等上水道事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

（下水道施設の防災対策の推進）

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、県民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、耐震診断の下水道機能の優先度を勘案した結果を受け、下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、停電対策の強化を行います。
- 下水道施設の耐水化・老朽化対策による耐災害性の強化を図ります。
- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）に基づき実効性を確保するとともに、市町と連携して、BCP 計画に従った訓練を実施し、有事に備えます。

（危険物等対策の推進）

- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者や関係団体の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を継続して促進するとともに、AI等のデジタル技術を活用した先進事例の周知や耐震性能評価法の見直しに関する検討状況の共有を図ります。

（道路陥没を防ぐ対策の推進）

- 道路管理者と占有者で連携しながら、地下構造物の耐震化と漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等の道路の陥没を防ぐ対策を進めます。

（文化財の保護）

- **引き続き**、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めます。
- 文化財が、より多くの人に支えられる環境を作り出すために、文化財の価値を発信し、多くの人に文化財の価値を知ってもらうための取組を進めます。
- 災害発生時に県や市町・所有者とが連携して被害状況の把握や被害拡大防止に対応できるよう体制整備を進めるとともに、災害時の修復にも対応できるよう専門職員の資質向上を図ります。
- 災害時における被害状況の収集のため、各地の有形無形文化財の調査・記録を推進します。

（迅速・円滑な復興まちづくり）

- 大規模災害のリスクを踏まえ、迅速・円滑な復興まちづくりについて市町や地域住民と共にあらかじめ検討し、事前復興計画の策定を支援するなど、事前防災の観点から必要な取組を行います。

【保健医療福祉】

（災害時の保健医療福祉提供体制の充実）

- 災害発生時に電気、水等のライフラインが途絶えた場合でも、県立病院において一定期間診療機能を維持するための自家発電装置の燃料や水等の確保を進めるとともに、災害拠点病院等に対しても必要な支援を行います。
- 災害発生時の保健医療福祉活動を円滑に行うため、市町や災害派遣医療チーム（DMAT）などの保健医療福祉活動チーム、関係団体等と平時から情報を共有し、訓練等を通じて対応力向上および連携強化を図ります。
- 災害発生時において、県民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため、県内病院に対し災害対策（防災）マニュアル、BCPおよび職員参集マニュアル等の策定を促進します。
- 災害医療コーディネーターの業務の標準化・資質向上を図るため、災害発生時の医療救護班の派遣調整業務等に関する研修の受講を促進します。

- 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集・共有し、被災地域の医療活動を支援するため、講習会等を通じて、県内病院および全診療所の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への登録を促進します。
- 災害発生時の医療救護班による広域的な応援・受援を円滑に行うため、他府県と連携し、医療救護活動訓練を推進します。

（感染症の発生・まん延防止等）

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の促進や熱中症等の予防啓発を行うとともに、災害発生時には、保健所等を拠点として、市町と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。
- 感染症まん延下の災害発生においても円滑に対応できる医療提供体制を構築するため、感染症対策病院等の耐震化を促進するとともに、災害および新興感染症等の感染拡大時に対応可能な災害・感染症医療業務従事者の育成を進めます。

（福祉施設の機能強化）

- 高齢者や障害者、子どもなどの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、利用時にその安全が確保されるよう、一層の耐震化を図るとともに、災害時において、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、整備支援します。

【エネルギー】

（自立・分散型エネルギーシステムの整備促進）

- 災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭や事業所等において、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池・蓄電池等）の整備等を促進します。

（適切なエネルギー供給のための体制整備）

- 災害発生時に必要なエネルギーを確保するため、石油関係団体との応援協定に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施による供給体制の整備を図ります。

【産業】

（中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援）

- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害時における経済活動（サプライチェーンを含む。）への影響を最小限とするため、研修会の開催や、商工会議所や商工会が市町と共同して策定する事業継続力強化支援計画の策定を支援する中で、企業の事業継続力強化計画やBCP策定・運用につながる実効性のある取組を進めます。

【交通・物流】

（主要幹線道路等ネットワークの整備）☆

- 災害発生により、広域道路網が本県で分断すれば、国土を分断することとなり、本県のみならず国全体の経済活動の停滞を招くことから、他府県および海外からの支援の受入や他府県への支援を中継すること、他府県の交通拠点へのアクセス性を高めるため、**高規格道路（新名神高速道路、甲賀湖南道路、琵琶湖西縦貫道路、名神名阪連絡道路）**、直轄国道（国道1号【栗東水口道路Ⅰ工区・Ⅱ工区、水口道路、大津-京都間等】、国道8号【米原バイパス、野洲栗東バイパス、彦根-東近江間等】、国道21号、国道161号【湖西道路、小松拡幅、湖北バイパス、安曇川地区交差点改良等】）をはじめとした主要幹線道路ネットワークの整備について、未事業化区間の早期事業化も含め、国や近隣府県と連携し推進します。併せて、施策項目別事業一覧に掲載する県事業および琵琶湖大橋有料道路事業、名神高速道路・北陸自動車道・新名神高速道路のICへのアクセス道路の整備やスマートICのさらなる整備について、道路の整備に関するプログラムに基づいて国や市町と連携しながら進めます。

（緊急輸送道路等ネットワークの整備）☆

- 道路インフラの被災により、医療施設や広域防災拠点、県庁、市町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路を中心とした道路ネットワークの整備を着実に実施するとともに、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく橋梁の耐震対策を進めます。
- 冬期における災害発生時には、国・市町・警察・自衛隊・気象台等の関係機関と連携し、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路を中心とした交通確保を図るため除雪体制を強化し、大雪時に備えた除雪機械の増強やチェーン着脱場等のハード整備を併せて強化します。
- 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、農林道の整備・改良や農道橋等の耐震対策を計画的に推進します。
- 災害発生時において湖上輸送などの緊急輸送ネットワークとしての機能を確保するため、港湾施設の耐震対策を**重点的に推進**します。
- 物資輸送ルートを確保するため、ICや鉄道駅といった交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、大雨時のアンダーパス部分の冠水対策等を実施するなど、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車による避難、帰宅による交通量増加の渋滞に伴う避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整備します。
- 森林整備による防災・減災対策として、地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道の整備を推進します。

（道路斜面对策の推進）☆

- 地震・豪雨等による道路斜面の崩壊を防ぐため、異常気象時通行規制区間を中心とし

た落石や崩土危険箇所での道路防災対策を計画的に進めます。

（無電柱化対策の推進）☆

- 災害発生時において、電柱等の倒壊により救助の妨げになるなど被害拡大を防止するため、市街地等の幹線道路など必要性および整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めます。

（道路啓開体制の整備）

- 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な道路啓開に向けて道路啓開計画を策定し、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。

【農林水産】

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農業用水の安定供給や、台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減などを維持するために、農業水利施設等の計画的な保全更新対策を推進するとともに、施設が有する多面的機能が滞りなく発揮されるよう適切な維持管理に対して支援します。
- 農地の国土保全機能が維持されるよう、農業者が営農を継続するために必要となる整備を進めるとともに、末端水利施設を保全管理している地域の共同活動に対して支援します。また、都市住民など地域外の多様な主体との交流を広げることで、集落機能の維持・活性化を進め、地域の防災力を強化します。

（農業集落排水施設の機能保全）

- 災害発生時に農業集落排水機能が維持されるよう、市町と連携し、機能の診断や施設の機能保全対策を計画的に進めます。

（ため池の防災対策の推進）

- 決壊した場合に家屋や公共施設等に被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、利用状況や地震・豪雨・老朽化に関する評価結果に基づき、施設整備や廃池を計画的に進めます。
- ため池が決壊した場合等に備え、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう、市町やため池管理者と連携し、ため池ハザードマップの継続的な周知と活用を推進します。

（卸売市場の流通拠点機能の保全）

- 災害発生時においても食料の安定的な供給体制等を確保するため、卸売市場関係機関等との情報交換を行うとともに、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設等の機能保全対策等を支援します。

（農業用ハウスを有する園芸産地の事業継続計画の策定促進）

- 園芸産地において非常時の備えが特に必要とされる、一定規模以上の農業用ハウスを

有する園芸産地に対する事業継続計画（BCP）の策定の推進と農業用ハウスの補強等必要な対策を支援します。

（生産活動に対する異常渇水等対策の推進）

- 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクに対して、生産者が安定生産に向けて適切な対応ができるよう、SNSなどを活用した、迅速かつ広範な情報提供に努めます。また、気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるための指導体制の構築などに向けて、平時より関係機関との連携に努めます。

（水産業関係施設の機能保全）

- 災害発生時における、水産物の生産・流通の基盤となる漁港・船溜りの機能保全のため、施設管理者である市および水産関係団体等の管理・運営主体と情報交換を適宜行い、施設老朽化対策を講じるための技術的助言・支援等を実施・検討します。
- 県管理の増殖施設等施設について、水産関係団体等と連携し計画的な維持管理および機能保全対策を推進します。

【国土保全・土地利用】

（安全な土地利用の促進）

- 災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制および同エリア外への誘導を市町とともに進めます。

（流域治水の推進） ☆

- 自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水政策を実行するため、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の枠組みを活用して国や市町と連携を図りつつ、河川の整備や維持管理など「ながす」対策に加え、森林や農地の集水域における雨水貯留浸透対策の「ためる」対策、氾濫原における建築物の建築制限等の「とどめる」対策、浸水被害の回避・軽減のため地域で行う水害に強い地域づくりのための「そなえる」対策を推進します。

（河川の整備） ☆

- 河川の整備については、「河川整備計画」や「河川整備5か年プラン」に基づき、整備すべき優先度の高い河川から計画的に実施していきます。
特に、河川整備には極めて長い期間と膨大な費用を要することから、当面の改修が困難な天井川区間等については、喫緊の対策としての堤防強化（Tランク河川対策）や維持管理を実施していきます。

（琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策等の推進）

- 上昇した琵琶湖の水位を速やかに下げる瀬田川（鹿跳溪谷）改修や、瀬田川洗堰操作との連携等により琵琶湖水位を低下させる大戸川ダム建設を、環境・景観等に配慮しながら促進を図ります。

（ダムの適切な管理・運用）

- ダムを健全な状態に保ち、出水時に適正な管理が行えるよう、ダム毎に定めた長寿命化計画や点検結果等を踏まえ、耐震強化や施設改良、適切な整備・維持管理・更新を計画的に実施するとともに、被災・復旧時には迅速な復旧・修繕を行います。
- ダム操作に関わる情報を避難行動へつなげるため、住民や関係機関に対し速やかに情報提供が図れる仕組の構築・改良を進めます。
- 平常時から浸水等のリスク情報を住民や関係機関と共有するため、ホームページ等により情報の提供・周知を進めます。
- 計画規模を超える洪水が発生しても被害を最小限にとどめるため、操作方法の見直しや事前放流の検討など、柔軟な運用に関する取組を進めます。

（浸水対策の推進）☆

- 局地的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、市町と連携して、雨水排水施設の整備によるハード対策と、内水ハザードマップの作成や普及啓発・訓練の実施によるソフト対策を組み合わせた効果的かつ効率的な浸水対策を推進します。
- 処理場およびポンプ場で、汚水流下機能や電源供給機能等の施設の優先度を考慮し、浸水防止措置の検討・対策を進めます。
- 雨水勉強会等を開催し、災害支援協定の締結やBCP計画（浸水害編）および雨水管理総合計画の策定等に対する市町支援を行います。

（土砂災害対策の推進）☆

- 命を守ることを最優先に、人家と共に、避難行動の困難性が想定される要配慮者利用施設や防災拠点・避難場所、また、災害時の緊急輸送道路や社会経済上の重要交通網の保全が可能となる箇所の土砂災害対策施設整備を、関係機関が連携して、重点的に推進します。
- 災害リスクの周知と早期の警戒避難体制整備を図るため、土砂災害防止法に基づき指定した警戒区域等において、土地利用状況の変化に伴う再調査や警戒情報の確実な伝達に必要な情報基盤の充実や土砂災害リスクの周知など、関係機関が連携して、自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。
- 土砂災害による住宅・建物の倒壊から県民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促します。

（山地災害対策の推進）

- 山地災害防止等の森林の多面的機能の持続的発揮を図るため、主伐・再造林など森林整備の実施と合わせ、ニホンジカの捕獲および被害対策を推進します。
- 森林整備の促進・災害復旧の迅速化、ライフライン沿いにおける危険木除去等の減災に資する森林整備の実施などにより災害に強い森林づくりを促進します。
- 治山・森林整備による防災・減災対策として、「公益的機能別施業森林」の区域内において実施する間伐等の森林整備や湖南・湖北地域森林計画区内における山地災害危険地区等の周辺森林において実施する間伐等の森林整備、里山林をはじめとする森林の保全管理を推進します。また、地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区や湖南・湖北地域森林計画区内の山地災害危険地区において治山事業を実施します。

- 県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするとともに、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援します。

（鉄道施設の防災機能の強化）

- 地域交通や全国の人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、各鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう、各鉄道事業者と連携して協働・促進します。

（建設産業の担い手育成・確保）

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図るため、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てる表彰制度や小中学生・高校生を対象とした現場見学会等による建設産業魅力発信などの取組を進めます。

（地籍調査の推進）

- 災害復旧・復興の迅速化を図るため、市町と連携し、地籍調査を市町防災計画に位置付けること、パネル展示や様々な広報媒体の活用等の啓発活動により認知度の向上を図ることなど、地籍調査の計画的な実施を支援していきます。

（応急仮設住宅の整備）

- 災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう、各市町の建設候補地情報の整理等、平時から準備を実施します。

【環境】

（有害物質等対策の推進）

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流出・拡散等を未然に防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、講習会等の機会を捉えた浸水等のリスクへの注意喚起を引き続き行います。
- 毒物劇物取扱施設への立入検査を継続して実施し、毒物劇物危害防止規定の作成について、必要に応じて指導を行います。

（浄化槽の管理体制の整備）

- 災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽の管理状況の把握を市町とともに進めます。
- 法定検査の実施を促進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、災害に強く早期に復旧できる個別分散型処理施設の設置の推進を図ります。

（災害廃棄物処理体制の強化・充実）

- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けて、処理体制の充実・強化を図るため、毎年度、滋賀県災害廃棄物処理計画の内容を点検し、必要な場合に見直しを行います。
- 本計画の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る県、市町の対応能力の向上等を目的に、処理対応に係る図上訓練や仮置き場設置運営現地訓練等を継続して実施します。
- 被災後の災害廃棄物の処理を迅速に行うため、市町等が設置する廃棄物処理施設について、耐震化などの適切な対策を講じられるよう助言等を行います。

横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）☆

- 地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座や危機管理センターでの研修・交流、女性や若者を含めた地域の防災リーダーとなる多様な担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、自助・共助を意識した住民の自発的な行動計画策定を促します。
- 滋賀県における浸水被害の特徴をふまえ、県民、事業者、国、市町等と連携して、最大クラスの洪水および内水氾濫を考慮した浸水想定「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」を活用した避難体制の充実支援や安全な住まい方への誘導や市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、地域防災力の向上を図ります。
- 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことから「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

（災害ボランティアの活動支援）☆

- 災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものです。
災害発生時において、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から市町や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進めるとともに、専門性を有するNPO等の連携を図る災害中間支援組織の設置について検討を進めます。

（災害時応援協定を締結する団体等との連携強化）☆

- 災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定を締結している団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、関西広域連合が締結した災害時応援協定を活用し、関係団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連

携体制の強化を図ります。

【老朽化対策】

（公共施設等マネジメント）☆

- 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来することが見込まれることから、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、中長期的かつ総合的な観点から、4つの対応方針（「良質な性能および安全性の維持・確保」、「施設総量の適正化」、「施設の長寿命化、計画的な更新・改修」、「維持管理の最適化、施設の有効活用」）に基づく施設マネジメントの取組を進めます。
- 将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要であるため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を行うことで事故の未然防止や施設の安全確保を図るとともに、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き計画的な耐震対策を実施します。
- 施設に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する従来の「事後保全型維持管理（修繕）」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理（修繕）」への転換を図り、施設の性能・機能の保持・回復を図るため、施設ごとの長寿命化計画等（個別施設計画）を策定し、長寿命化の取組を計画的に推進します。

【デジタル活用】

（デジタル活用による事前防災の促進・迅速な避難支援）

- 滋賀県 DX 推進戦略に基づき、防災 DX の一環として、激甚化・頻発化する自然災害に備え、高度な防災気象情報等のデジタルデータの活用や最適な情報を提供できるシステムを構築することで、事前防災の促進や災害時の迅速な避難支援等の取組を進めます。

2 施策分野別事業

施策分野ごとに実施する事業は、別紙3のとおりです。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

国土強靱化は、県地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していきます。

2 進行管理

進行管理においては、県地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、毎年度その進捗状況を把握します。

3 計画の見直し

県地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。

別紙１ 「起きてはならない最悪の事態」 ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標

１ あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(１)	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
-----	---

- 住宅の耐震化については耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要です。
- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 速やかな避難や救助など、都市の防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、宅地の耐震診断、耐震化の促進、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策の推進が必要です。また、被災者の避難路や救援通路になる都市計画道路を整備する必要があります。
- 不特定多数が利用する大規模な建築物等で、緊急に耐震化を図るべきものとして耐震診断の実施が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」については、特に耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等を通して、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- 避難路等の安全を確保するため、避難路等に面する民間ブロック塀等について除却や改修等の耐震対策を進める必要があります。
- 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避する必要があります。

(２)	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
-----	---

- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要があります。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制および受援体制を強化するとともに、災害警備訓練などの被災者救助および捜索関係施策を推進する必要があります。

- 災害発生時は公助の手が回らないことも想定し、住民が主体となり自主避難や避難所運営などを実践できるよう、地区防災計画の普及・啓発を行ない、防災意識の向上等の自助・共助を促進し、市町と連携しながら計画策定に取り組む必要があります。
- 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地地区画整理など複合的な施策を推進する必要があります。
- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、都市の防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる都市計画道路を整備する必要があります。
- 防災上特に重要な建築物を計画的に整備していく必要があるとともに、災害発生時における火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 被災時の救助・救急活動を行う人材の不足に備え、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等資質向上を図るとともに、全ての新任消防団員への教育訓練を実施する等、消防団の充実強化を促進する必要があります。また、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保する必要があります。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要があります。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道及び港湾の施設の耐震化、液状化対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。また、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用、広域交通管制システムの長寿命化等の整備を進める必要があります。
- 大規模地震・火災に対応するため、都市・居住機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促していく必要があります。

(3)	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
-----	---

- 計画的に治水施設の整備は進められるが、今後も施設能力を超える洪水が増えると予想されており、その場合には、県内氾濫原の多くの箇所では浸水被害が発生する可能性があります。
「河川整備計画」や「河川整備5か年プラン」による河川整備と「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等とを併せることにより大きな減災効果を発揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」など平常時における水害危険性の周知と「雨量・河川水位」や「河川防災カメラの映像」など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して浸水被害の危険性に対する認識の促進や、安全な住まい方への誘導、市街地等の小流域

河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。

- 本県には河床が周辺の土地より高く、破堤による甚大な被害が想定される天井川が全国で最も多く存在する。危険な天井川による広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、河川改修や堤防の質的強化対策を推進する必要があります。
本県の平野部人口集中地域で頻発している浸水被害に対しては、下水道（雨水）整備事業等と連携して対応しており、その放流先として県管理一級河川の整備を促進する必要があります。
- 本県では、琵琶湖を囲むように主要交通幹線（ＪＲ・幹線国道）が発達し、河川との交差部が治水上のネックとなっているため、当該箇所の早期の河川改修を行う必要があります。
- ドローン等の先端技術を活用するなどして、効率的、計画的に河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。
- 出水時において適正に洪水調節を実施するため、既設ダムの施設改良や適切な整備・維持管理・更新を行うことが必要です。また、超過洪水時においても浸水被害の軽減や沿川住民の避難時間の確保のため、事前放流等の柔軟な運用等によるさらなる洪水調節機能の強化を推進する必要があります。
- 特に異常洪水時防災操作などのダムの諸情報について、住民や関係機関に対し速やかに提供・共有できる仕組みを構築する必要があります。
- 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、しらが（メール・LINE）、SNS（X(旧Twitter)、Facebook、LINE）、地上デジタル放送を活用したデータ放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要があります。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画に基づき、安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導を促す必要があります。
- ため池、ダム、河川管理施設等において老朽化対策等を計画的に進めているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の洪水や地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあります。このため、国・市町・地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要があります。

- 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。
- 地震、洪水等による浸水対策や湖岸侵食対策、山地から湖岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進することが必要です。

(4)	琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生
-----	-----------------------

- 琵琶湖は、大雨が降った場合、琵琶湖周辺の河川からの流入量に対して、瀬田川からの流出量が少ないため、琵琶湖の水位上昇を避けることは困難です。
氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有するため、琵琶湖浸水想定区域図の周知を通じて、県民に対して浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。
- 琵琶湖は、大雨が降った場合、琵琶湖周辺の河川からの流入量に対して、瀬田川からの流出量が少ないため、琵琶湖の水位上昇を避けることは困難であることから、**上昇した琵琶湖の水位を速やかに下げる瀬田川（鹿跳溪谷）改修や、瀬田川洗堰操作との連携等により琵琶湖水位を低下させる大戸川ダム建設を、環境・景観等に配慮しながら促進する必要があります。**

(5)	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
-----	---

- 本県においては、土砂災害対策施設の整備率が **23.4%（R5 末）** と十分ではなく、今後も多数の土砂災害危険箇所において対策を要すること、一方で、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することなどを踏まえ、関係機関が連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進める必要があります。
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、**大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、農村や山地の災害が激甚化・頻発化する傾向にあるため、流域治水と連携しつつ、山地災害危険地区等における生命・財産の保全を目指し、保安林での荒廃地等において治山施設および森林の整備を進めることが必要です。**
- 土砂災害による住宅・建物の倒壊に対し、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策が必要です。

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画に基づき、安全で利便性の高い居住誘導区域等への誘導を促す必要があります。
- 天然ダムの形成等に対し、関係機関と連携して排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進することが必要です。

(6)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
-----	---------------------

- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者や帰宅困難者、道路の大規模滞留の発生を防ぐには、平時から、气象台や交通・道路管理者等の関係機関と連携を図り、暴風雪・豪雪が予測される時は情報共有を行い、住民や鉄道利用者、道路利用者に対し早い段階から情報を発信し不要不急の外出を抑制させる必要があります。
- 暴風雪や豪雪等による被災状況を迅速に収集・共有を行い、的確な災害警備活動を展開するためには、警察の通信基盤や施設の堅牢化・高度化等を進める必要があります。
- 降雪の影響等の情報の収集を行うための自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保する必要があります。
- 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保の観点から就労環境の改善等を図る必要があります。
- 滋賀県は一部が全国有数の豪雪地帯であり、集中的な大雪に備えて、除雪機械の増強やチェーン着脱場、防雪施設および除雪・融雪施設等のハード整備を強化する必要があります。また、老朽化が進行するこれらの施設に対して適切に更新・修繕していく必要があります。

(7)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
-----	--------------------

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、クラウドサービスの積極利用やバックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進める必要があります。
- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。

- 住民等への情報伝達手段として、**全国瞬時警報システム（Jアラート）**、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらが（メール、LINE）、SNS（**X(旧 Twitter)**）、Facebook、LINE）、地上デジタル放送を活用したデータ放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等による**システムダウン対策として、県公式ホームページのCDN（コンテンツデリバリーネットワーク）を継続して運用する必要があります。**
- 既設ダムにおいて**必要に応じ**耐震性能照査を行い、計画的かつ着実に耐震化を進めるとともに被災・損傷時には迅速な復旧・修繕を行う必要があります。

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより**関連死を最大限防ぐ**

(1)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	---------------------------------

- 災害発生時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設の**整備**を進める必要があります。
- 広域的な部隊派遣体制を構築するため、船舶、車両等の装備資機材の計画的更新・整備・運用を行う必要があります。
- 被災時においても、災害対応力を維持するため、警察救出・救助部隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の組織が連携し、**ドローン等の災害装備資機材を活用し、様々な大規模な複合災害を想定した広域的な支援を含む孤立集落の救出救助などの合同訓練を行う必要があります。**
- 被災時の救助・救急活動を行う人材の不足に備え、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等資質向上を図るとともに、全ての新任消防団員への教育**訓練を実施する等、消防団の充実強化を促進する必要があります。**また、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保する必要があります。
- 地方公共団体、関係機関の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資器材の充実、**官民が保有するプローブ情報**の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供**等**必要な体制整備を進め、迅速かつ

的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。

(2)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-----	--

- エネルギー供給のためのインフラが被災した場合、エネルギー供給が不可能となるため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、**輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等を着実に進める必要があります。**
- 災害発生時に電気、水等のライフラインが途絶えた場合でも、**県立病院において一定期間診療機能を維持するための自家発電装置の燃料や水等の確保をすすめるとともに、災害拠点病院等に対しても支援を行う必要があります。**
- **災害発生時の保健医療福祉活動を円滑に行うため、市町や災害派遣医療チーム(DMAT)などの保健医療福祉活動チーム、関係団体等と平時から情報を共有し、訓練等を通じて対応力向上および連携強化を図る必要があります。**
- 災害発生時において、県民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため、県内病院において、災害対策(防災)マニュアル、BCP および職員参集マニュアル等が策定されている必要があります。
- 急性期からの災害派遣活動に必要となる現地の保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築するとともに、派遣調整や保健医療資源を適切に配分、調整する災害医療コーディネーターの養成を推進する必要があります。
- 災害発生時に適切な医療を提供するため、医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集、提供し、被災地域の医療活動を支援する広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への県内全病院および全診療所の登録を推進する必要があります。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が医療資源を上回るおそれがあることから、関西広域連合をはじめ他府県との医療連携体制の構築を進める必要があります。
- 支援ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対

策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等を着実に進める必要があります。

- 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避するため、交通安全施設の計画的更新や電源付加装置の整備等、交通安全施設の適正管理を着実に進める必要があります。
- 交通渋滞により緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民が保有するプローブ情報の活用や広域交通管制システムの運用、ICT を活用した情報収集・共有、デジタル技術を活用した効率的な災害覚知、関係機関が連携した通行可否情報の収集等を推進し、自動車の通行に関する情報の迅速な把握や交通対策への活用を進めていく必要があります。また、通行止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による出控えについて県民の理解と協力を促していく必要があります。

(3)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
-----	---

- 災害時に、要配慮者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、また、避難所以外への避難者が支援から漏れないよう、平時から市町や避難支援関係者等と連携し対策を推進する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や市町と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。また、災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭や避難所において、物資の備蓄を促進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する必要があります。

(4)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
-----	--

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難であ

る橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、**輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等を着実に進める必要があります。**

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、ICや鉄道駅といった交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保する必要があります。
- 大雨時のアンダーパス部分の冠水対策として、排水ポンプや注意喚起施設等の着実な整備を進めることで災害時の円滑な交通を確保する必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 浄水場やポンプ場等の施設について、従来進めてきた更新・耐震化対策を進めるとともに、浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント計画に基づき、引き続き上水道および工業用水道の管路の更新・耐震化を推進する必要があります。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、滋賀県企業庁事業継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により実効性を確保していく必要があります。
- 災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水・**トイレ**等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭に**おける**物資の備蓄を促進する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や市町と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行います。**また、災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭や避難所において、物資の備蓄を促進する必要があります。**
- 防災上特に重要な建築物が、大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備やコジェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、老朽化対策、備蓄機能などの防

災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市・居住機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促す必要があります。

(5)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
-----	------------------------

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、市町や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄対策の促進や、公共交通機関等の運行状況の情報共有体制の強化を行う必要があります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に災害時に歩行者や自転車が安全円滑に通行できる自転車歩行者道の整備、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、帰宅経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等を着実に進める必要があります。
- 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避するため、交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用、信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を推進し、大量の帰宅困難者の発生を抑制する必要があります。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車による避難、帰宅による交通量増加の渋滞に伴う避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整えていく必要があります。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市・居住機能の誘導等による集約型都市構造の構築を促す必要があります。

(6)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
-----	----------------------

- 迂回ルートの確保が困難な命の道を保全するため、道路防災対策や無電柱化対策、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害、土砂災害、雪害対策、道路啓開計画の策

定等を着実に進めるとともに、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。

(7)	大規模な自然災害と感染症との同時発生
-----	--------------------

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、保健所等を拠点として、市町と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。
- 感染症まん延下の災害発生においても円滑に対応できる医療提供体制を構築するため、感染症対策病院等の耐震化を促進するとともに、災害および新興感染症等の感染拡大時に対応可能な災害・感染症医療業務従事者の育成を進める必要があります。
- 災害発生時において、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策による耐災害性の強化を図る必要があります。

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(1)	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
-----	-------------------------------------

- 日常的に不特定多数の人間が訪れ、有事には救出・救助活動や防災活動の拠点となる警察署や交番・駐在所をはじめとする各警察施設の耐震化等により、倒壊等による死傷者を発生させないとともに、ライフラインが途絶した場合でも機能が損なわないよう、燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備やコジェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、警察機能の存続を図る必要があります。
- 発災による交通安全施設の被害状況及び通行止め等の交通情報を迅速に把握し、状況に応じた的確な交通規制を実施するとともに、停電による信号機滅灯による交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進める必要があります。
- 交通情報の集約や、官民が保有するプローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する必要があります。

(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	---------------------------

- 大規模災害の発生によりライフラインが途絶した場合でも、**本部機能を有する県庁舎、警察庁舎およびこれらの代替施設**としての機能が損なわないよう、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備やコジェネレーションシステム等の導入、断水時のトイレや電力、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進し、災害時に継続して使用できるようにする必要があります。
また、多くの県有施設で老朽化が進行する中、それらの施設が被災することで更なる機能・サービスの低下が懸念されます。将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要です。そのため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を図ることで事故の未然防止および施設の安全確保を図る必要があります。
- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化する必要があります。また、計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持する必要があります。
- 災害発生時における行政情報基盤の機能低下に備え、多様な情報収集伝達手段を確保する必要があります。
- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要となる人員、教育・訓練について定めた計画等を整備する必要があります。また、受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組を促進する必要があります。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、**輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等**を着実に進める必要があります。
- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制**および受援体制**を強化する対策について取組を進めていく必要があります。

事前に備えるべき目標

4 経済活動を機能不全に陥らせない

(1)	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
-----	---

- 物資供給ルートを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等を着実に進める必要があります。
- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害発災時、経済活動(サプライチェーンを含みます)を機能不全に陥らせないための態勢を確保するため、研修会の開催や、商工会議所や商工会が市町と共同して策定する事業継続力強化支援計画を県として支援する中で、企業の事業継続力強化計画やBCP策定・運用につながる実効性のある取組を促進する必要があります。

(2)	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
-----	--

- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者や関係団体の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進する必要があります。また、近年の課題として、高齢化等による保安人材の不足や南海トラフ等の巨大地震を想定した耐災害性の向上および防災対策の強化について、それらの対策を講ずる必要があります。
- 水質汚濁防止法等の公害関係法令に規定された工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流出・拡散等を未然に防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、講習会等の機会を捉えた浸水等のリスクへの注意喚起を引き続き行う必要があります。
- 毒物劇物取扱施設への立入検査や、毒劇物の漏洩・流出の未然防止や対応に関する事業者への助言等も引き続き行う必要があります。
- 本県は、若狭地域に立地する原子力施設から最短で13kmに位置し、県土の一部が「原

子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）」に含まれます。万一、原子力災害が発生した場合、福島第一原発事故の経験を踏まえると、その被害に県境はなく、影響が広範囲にわたるおそれがあることから、本県においても原子力災害に対する十分な備えが必要です。

(3)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
-----	------------------------------------

- 郵便物の送達を確保するため、災害被害を受けた場合に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、**輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等**を着実に進める必要があります。

(4)	食料等の安定供給の停滞に伴う、 経済活動への甚大な影響
-----	------------------------------------

- 食料輸送ルートを確認するため、災害被害を受けた場合に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、**輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等**を着実に進める必要があります。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要があります。
- 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。
- 大規模災害発生時等においても、農畜水産物の安定供給を維持するため、流通拠点や生産基盤施設等の機能保全対策を進める必要があります。

(5)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
-----	-------------------------------

- 渇水による干害が予測される場合の施肥や水管理対策など、技術対策に関する事前の

情報提供を充実するとともに、農業者の実践につながる生産体制づくりを進める必要があります。

- 現行の農業用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、老朽化が進む農業水利施設に対して、長寿命化も含めた対策を着実に進める必要があります。
- 浄水場やポンプ場等の施設について、従来進めてきた更新・耐震化対策を進めるとともに、浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント計画に基づき、引き続き上水道および工業用水道の管路の更新・耐震化を推進する必要があります。

(6)	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
-----	--------------------------------

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐および主伐後の再造林の確実な実施と、これに必要となる強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を進める必要があります。あわせて、重要インフラ施設周辺の森林整備、森林被害を防止するためのニホンジカをはじめとする鳥獣害対策を進める必要があります。
- 森林の公益的機能の低下を防ぐには、地域住民と地域外関係者等が一体となって森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を行う必要があります。
- 林業の担い手の確保や、CLT 等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を進める必要があります。
- 地域の共同活動等による保全管理が困難となった場合には、国土保全機能の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

事前に備えるべき目標

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

(1)	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。
- 電柱の倒壊等により電力等の供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、水害・土砂災害対策を着実に推進する必要があります。
- 情報サービスや通信インフラの機能が復旧した際に、いち早く活用再開ができるよう官民連携の強化を図る必要があります。
また、災害時にも被災情報や避難情報等が入手できるように、通信障害の発生に備えた情報伝達手段の多重化を促進する必要があります。
- 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらが（メール、LINE）、SNS（X(旧 Twitter)、Facebook、LINE）、地上デジタル放送を活用したデータ放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策として、県公式ホームページのCDN（コンテンツデリバリーネットワーク）を継続して運用する必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・共有するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、クラウドサービスの積極利用やバックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を全ての市町において導入済みであるが、定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要があります。
- 氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知など平常時における水害危険性の周知と雨量・河川水位や河川防災カメラの映像など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、交通安全施設の強靱化、無停電化、長寿命化、高度化を推進する必要があります。

(2)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
-----	--

- 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）を整備等する必要があります。

(3)	都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
-----	-------------------------------------

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等を着実に進める必要があります。
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要があります。
- 家庭や事業所等において、台風、暴風、地震などの災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）を整備等する必要があります。
- 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要があります。

(4)	上下水道・工業用水道施設の長期間にわたる機能停止
-----	--------------------------

- 浄水場やポンプ場等の施設について、従来進めてきた更新・耐震化対策を進めるとともに、浸水対策や停電対策の強化に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント計画に基づき、引き続き上水道および工業用水道の管路の更新・耐震化を推進する必要があります。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構

築するため、滋賀県企業庁事業継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により実効性を確保していく必要があります。

- 市町等上水道事業継続計画（BCP）の策定率は 65%（R5 年度末時点）です。市町等水道事業者に啓発・支援することで事業継続計画（BCP）の策定を促進し、上水道機能の維持、回復力を備え、防災対応力を向上していく必要があります。
- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、県民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設の耐震化を進める必要があります。また、全市町において下水道 BCP を策定済みであり、下水道 BCP に基づき、今後も引き続き市町と連携して下水道機能の維持、回復力を備え、防災対応力を向上していく必要があります。
- 災害発生時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽の管理状況の把握を市町とともに進める必要があります。
- 農業集落排水施設の機能診断は、県内の 208 処理区の内、66 処理区が機能診断済み（R5 末時点）です。208 処理区の中には公共接続予定処理区が含まれており、接続時期等を踏まえて、機能診断計画を検討・実施し、老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要があります。

(5)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
-----	--

- 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、災害被害を受けた際に迅速な復旧が困難である橋梁の対策を進めるとともに、無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路および重要物流道路・代替補完路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害対策、土砂災害対策、雪害対策、道路啓開計画の策定等を着実に進める必要があります。
- 地域交通の主要手段である鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。

- 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
- 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する必要があります。
- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、**信号機電源付加装置の整備更新や交通安全施設の耐震化、長寿命化等の適正管理について、着実に進める必要があります。**
- 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく必要があります。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めておく必要があります。
- 新幹線等が被災した場合、災害ボランティア等の被災地への支援の受入が停滞することから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 被害を最小限に留めるため、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要があります。また、交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化していく必要があります。
- 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路としての指定により、耐震診断の実施が義務付けられた「避難路沿道建築物」については、耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- 災害発生時の安全円滑な通行を確保するため、道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等の計画的な推進、および道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底する必要があります。
- 速やかな避難や救助など、都市の防災機能を強化させるため、被災者の避難路や救援通路になる都市計画道路を整備する必要があります。

事前に備えるべき目標

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(1)	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
-----	---

- 事前防災・事前復興について、市町や地域住民等と共にあらかじめ検討していく必要があります。
- 災害時に被災者にとって必要となる支援制度にかかる情報を収集して、一元的に集約する仕組みを検討する必要があります。
- 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を推進する必要があります。
- 地域の活動組織が実施する農地や末端水利施設の保全管理、農村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する農村集落機能の維持・活性化を推進する必要があります。

(2)	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
-----	---

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。
- 被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、災害発生時における活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。また、ボランティアの中核となる人材を育成するとともに、専門性を有するNPO等の連携を図る災害中間支援組織の設置について検討を進める必要があります。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

(3)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------------

- 市町等が設置する廃棄物処理施設は、がれき処理など被災後の復興に重要な役割を果たすこととなるため、施設の耐震化を促進する必要があります。
- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、被災地の復旧・復興を進めるためには平時からの処理体制の強化・充実を図る必要があります。

(4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 災害発生時における被災者の住まいの確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう **平時から準備** する必要があります。
- 災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査により土地境界等を明確にしておくことが重要となりますが、本県の地籍調査進捗率は **13.2% (R5)** にとどまっています。このため県および市町の防災計画に地籍調査を位置付けて緊急度を高めるとともに、**パネル展示や様々な広報媒体の活用などの啓発活動**により認知度を高めて地籍調査の推進を図る必要があります。

(5)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
-----	---

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、**引き続き文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めることにより、文化財を適切な状態に保ち見学者等の安全を確保することが重要です。**
- これまで文化財を守ってきた地域力の低下は、地域の中で守られてきた有形・無形の文化財の保存継承に影響するため、文化財への理解者のすそ野を広げ、有形・無形の文化財がより多くの人に支えられるような環境を作り出す必要があります。
- 文化財の被害に備え、文化財行政の体制整備や文化財の修復技術の伝承が必要です。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要です。また、災害時における被害状況の収集のためにも、各地の有形無形の文化を調査・記録しておく必要があります。

(6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県経済等への甚大な影響
-----	---

- 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

別紙 2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（K P I）一覧

見直し中

別紙 3 施策分野別事業一覧

見直し中